

市立中学校における 部活動中の事故の検証報告書

2025年（令和7年）3月

大和市教育委員会

はじめに

この検証報告書は、2019年（平成31年）3月30日に大和市立中学校陸上部の活動中に発生した事故（以下「本件事故」という）について、陸上部の顧問教諭の安全配慮義務違反を認める判決が2024年（令和6年）9月13日に言い渡されたことを受け、裁判所が認定した事実関係や安全配慮義務違反にかかる判断を前提に、本件事故の事実関係を整理するとともに、再発防止策を講じるため、あらためて事故の検証を行い、報告書としてとりまとめたものである。

本件事故は、部活動顧問による不適切な指導により、陸上部の生徒が脳挫傷、急性硬膜外血腫、頭がい骨骨折、高次脳機能障害及び頸部挫傷の傷害を負うという重大な結果に至ったものであり、被害生徒に対しては将来にわたり影響を及ぼすものと考えられる。部活動を指導する者は、一つの事故が生徒の人生に大きな影響を及ぼすことを決して忘れることなく、部活動の指導に当たらなければならない。

大和市教育委員会では、この検証報告書の内容を踏まえ「大和市部活動ガイドライン」の改定を予定している。部活動指導に関わる者は、「大和市部活動ガイドライン」（改定版）の内容を十分確認し、安全管理の徹底を図る必要がある。また、万が一、事故が発生した場合には適切な対応をとることも重要である。

言うまでもなく体罰や暴言は絶対に許されるものではない。部活動に関わる者は、暴力行為が許されないことはもちろん、生徒の人権を侵害するような発言も決して許されないということを肝に銘じて指導しなければならない。

児童生徒一人ひとりが安心して学び成長できる学校であるためには、児童生徒、保護者及び地域からの信頼が不可欠である。このような事故は二度と繰り返してはならない。大和市教育委員会としては、部活動中に限らず、日常的な教育活動全般にわたって、児童生徒の安心安全な教育環境を保障できるように、安全管理の徹底を図るための取組みを着実に進めていく所存である。

2025年（令和7年）3月
大和市教育委員会

目次

第 1	検証の概要	P 3
第 2	事実関係の整理	P 4
第 3	問題点の整理	P 9
第 4	再発防止策	P 1 3

第1 検証の概要

1 本件の概要

平成31年3月30日(土)午前10時45分頃、大和市立中学校(以下「当該校」という)の陸上部の活動中、当時中学校2年生の生徒Aが走り高跳びの背面跳びの練習を行っていた際、曲線的に助走しながら両足で踏み切って背面跳びをする跳躍方法(以下「本件跳躍方法」という)により跳躍をしようとしたところ、これまでにその経験がなかったこともあり、両足で踏み切ることができず、片足で跳躍をした生徒Aがマット外に背中から着地し、後頭部を地面に衝突させた事故(以下「本件事故」という)が発生した。

生徒Aは、本件事故により、脳挫傷、急性硬膜外血腫、頭がい骨骨折、高次脳機能障害及び頸部挫傷の傷害を負った。

本件事故については、大和市と神奈川県に対して損害賠償請求訴訟が提起され、令和6年9月13日に判決が言い渡されている。同判決において、陸上部の顧問教諭(以下「X教諭」という)の安全配慮義務違反が認められた。

2 検証の目的

本検証の目的は、本件事故についてX教諭の安全配慮義務違反を認める判決が令和6年9月13日に言い渡されたことを受け、裁判所が認定した事実関係や安全配慮義務違反にかかる判断を前提に、本件事故の事実関係を整理するとともに、再発防止策を講じることである。また、大和市部活動ガイドラインの改定に際し、本検証の結果をいかすことも目的の一つである。

本検証は、あくまで本件事故の再発防止、安全に配慮した部活動を実施するために行うものであり、特定の教職員や当該校の責任追及のために行うものではない。なお、本件事故にかかる民事的な責任については既に判決で判断をされており、X教諭は神奈川県教育委員会から処分を受けている。

3 検証の方法

令和6年9月13日に言い渡された判決、大和市教育委員会が神奈川県教育委員会に提出した事故報告書を基本資料とし、本件事故の発生状況等の事実関係の整理を行った。本検証において、関係者への聴き取り調査は実施していない。

本件事故発生の背景となる問題点の整理、再発防止策の検討にあたっては、部活動や陸上競技の指導にかかる手引き等を参照しつつ、陸上競技の専門的観点から、日本体育大学の水野増彦教授(同大学副学長、同陸上競技部顧問)にご意見をいただいた。

第2 事実関係の整理

1 当該校における陸上部の状況

- ・平成30年度、当該校の陸上部の顧問は2名（X教諭が主顧問、Y教諭が副顧問）であった。顧問の他に、卒業生2名が練習に参加することが時々あり、その際に部員に助言をすることがあった。
- ・日常の陸上部の指導は、X教諭が主に短距離とフィールド競技の指導を担当し、Y教諭は長距離の指導を担当していた。
- ・X教諭は、中学及び高校時代に陸上競技の経験があり、100m、200m、400m、400mハードル、競歩、やり投げの公式戦に出場した経験がある。
- ・X教諭は、走り高跳びの選手ではないが、中学校及び高等学校で、頻度は多くないが、背面跳び及びベリーロールの練習に参加したことがある。
- ・X教諭は、他の学校や団体が取り組んでいる練習方法を参考に技術指導をしていた。Y教諭から長距離の練習方法について相談を受けることはあったが、X教諭から練習方法についてY教諭等の他の教諭に相談することはなかった。
- ・当該校の陸上部において、走り高跳びの練習の際にマットを2枚使用しており、いずれも幅3m、奥行き約1.85mで、厚さは1枚が約47cm、もう1枚が約27cmであった。
- ・当該校の陸上部において曲線的助走付き片足踏切による跳躍の練習を行う場合には、必ず2枚のマットをずらしてバーに向かって左右に広げていた。

2 走り高跳びに関する手引き等の定め

(1) 手引き等の定め

- ・神奈川県教育委員会が平成15年3月に作成した「運動時における安全指導の手引き（種目編）」には、マットについて、「マットを使用する場合は、マットの厚さ、大きさに留意するとともに、マット中央部が薄くなっていることがあるので注意する」「走り高跳びでは、安全に着地できるようマットの位置を工夫させる」と定められている。
- ・公益財団法人日本陸上競技連盟が2018年12月25日に作成した「中学校部活動における陸上競技指導の手引き」には、走り高跳びの段階練習の流れとして5段階のステップ（はさみ跳び、スネーク走、曲線からののはさみ跳び、立ち背面跳び、膝を高くした助走からの背面跳び）が示されている。立ち背面跳びは、マットを背にして地面に立ったり台に乗ったりした状態から、両足で踏み切ってバーを飛び越える練習方法である。なお、推奨されるマットの大きさや置き方については、特に記載はない。
- ・公益財団法人日本陸上競技連盟が作成した「陸上競技ルールブック」には、国内競技における着地場所について、「着地場所は少なくとも幅5m×奥行き3m以

上とする。着地場所にマットを用いる場合、その大きさは小さくとも幅6 m以上、奥行き3 m以上とする」と定められている（2018年度版も2024年度版も同様の記載）。

（2）本件跳躍方法について

- ・ 本件跳躍方法は、教則本などには載っていない練習方法である。
- ・ 走り高跳びにおいては、片足で踏み切らなければならないとされており、本件跳躍方法を含め、両足踏切による跳躍を行うと公式の試合においては失格となる。
- ・ X教諭は、本件事故以前に他校において、本件跳躍方法による練習をしているのを目撃し、練習方法として取り入れることを考えた。X教諭は、他校において、監督や顧問の教師がその練習を監督しているのか、マットをどのように敷いていたかは確認していなかった。X教諭が、本件跳躍方法を練習に取り入れたのは本件事故の発生日が初めてだった。

3 事故発生時の対応に関する定め

- ・ 当該校では、事故発生時の職員救急体制について、次の定めがある。
- ・ 事故発見者は、「生徒を一人にしない」「応援職員を呼ぶ」「可能な限り応急手当にあたる」と定められている。医療機関への移送については、「原則として家庭のかかりつけ医へ運ぶ」「医療機関へは、必ず電話で受け入れ可能か確認後、受診する」「移送はタクシーで行う」「緊急時は救急車を呼ぶ」「医療機関へは、原則として職員が付き添う」と定められている。
- ・ 大和市教育委員会が定める大和市部活動ガイドライン（平成30年5月）には、「事故や傷病が発生した場合は、当該生徒の救護や応急処置を迅速に行うことができるよう教職員等の救急体制を整えておく」と定められている。
- ・ 文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）には、「事故発生時に優先すべきことは、事故にあった児童生徒等の生命と健康である。事故直後は、まずは被害児童生徒等の医学的対応（応急手当）を行う。事故が発生した場合には、第一発見者は、被害児童生徒等の症状を確認し、近くにいる管理職や教職員、児童生徒等に応援の要請を行うとともに、被害児童生徒等の症状に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。」等と定められている。

4 本件事故発生当日の状況

(1) 当日の練習の流れ

- ・ 平成31年3月30日（土）午前9時頃、X教諭は、当該校のグラウンドにおいて、陸上部の指導を開始した。
- ・ 同日の指導に当たったのはX教諭1名のみで、練習に参加した部員は1学年及び2学年の約28名だった。
- ・ 同日午前10時頃に全体練習が終了し、休憩をとった後、X教諭は、陸上部の生徒に対し、練習の指示を出した。
- ・ 同日午前10時15分頃、競技種目ごとの練習が開始された。
- ・ 生徒Aは、全体練習に参加した後、ハードル走の練習の準備を開始した。
- ・ X教諭は、走り高跳びの準備を陸上部の生徒に指示し、幅4mのバーの支柱と支柱の間に、幅3m、奥行き約1.85m、厚さ約47cmのマットの上に、厚さ約27cmのマットを重ねさせた。
- ・ 日頃、陸上部では、曲線的助走付き片足踏切による背面跳びを実施する際は、生徒がマットの外に着地することがないように、上に敷いているマットを、跳躍する生徒の進行方向に向けて、横にずらして敷いていた。同日の練習では、X教諭は、本件跳躍方法は両足で踏み切るため、片足踏切による跳躍に比べて身体が横流れしなないと考え、マットを横にずらさずに重ねた。
- ・ X教諭は、他の生徒2名に対し、5～6回ほど、助走を伴わない両足背面跳びを指示し、跳躍させた。その後、X教諭は、5～6回、直線的助走を伴う両足踏切による背面跳びを指示し、当該跳躍方法による跳躍を指示した。
- ・ X教諭は、バーの高さを110cmに設定して練習を開始したところ、他の生徒2名が、バーにひっかかる跳躍がほとんどであるが、危なげなく着地しているのを見て、練習の目的は、フォームの改善であり、バーを越える必要はないと考えたことから、バーの高さを5cmないし10cm刻みで徐々に上げていき、その後、バーの高さを130cmとした。
- ・ 同日午前10時45分頃、X教諭は、生徒Aにも、走り高跳びの練習をさせようと考え、ハードル走の練習を行っていた生徒Aに対し、走り高跳びの練習に加わるように指示をした。

(2) 本件事故発生時の状況

- ・ X教諭は、生徒Aに対し、バーの高さを130cmとし、進行方向手前側で踏み切り、かつ、本件跳躍方法により跳躍するよう指示を出した。
- ・ 生徒Aは、X教諭の指示を受け、バーに向かって左側に助走分の距離を約9m取ったが、マットがバーに向かって左右に広がっていないのを認めて、そのまま跳

躍すれば、マットの外に落下し、負傷する可能性があると認識し、跳躍を開始するのをためらった。

- ・ X教諭は、生徒Aに対し、「お前は跳べないのか。」「ポンコツ」などと発言した（以下、これらの発言を「本件発言」という。）。
- ・ 生徒Aは、本件発言を受け、助走を開始し、バーの中心から進行方向奥側約29cmの地点で踏み切ったが、両足で踏み切ることができず、片足で踏み切って跳躍し、マットの外に背中から落下し、後頭部を地面に衝突させた。

（3）本件事故発生後の対応と経過

- ・ X教諭は、本件事故発生時、生徒Aから向かって右側の、マットの端から約1m場所に立っており、生徒Aが落下した地点のすぐ前で本件事故を目撃した。
- ・ X教諭は、すぐに生徒Aに駆け寄り、「大丈夫か」と声をかけた。
- ・ 生徒Aは、仰向けになって目をつぶり、「うー」とうなって固まっていた。
- ・ X教諭は、生徒Aが背中から落ちたように見えたため、生徒Aを横向きにし、背中の様子を確認したところ、赤くなっていることを確認した。
- ・ X教諭は、生徒Aに対し、痛む場所を確認したところ、生徒Aは「頭が痛い」と言ったため、後頭部を確認したところ、たんこぶのような腫脹ができていたことから、後頭部を地面に打ち付けたことを認識した。
- ・ X教諭は、生徒Aの頭部の打撲を確認し、アイシングをするため、氷を取りに行った。その間、生徒Aを一人にした。
- ・ X教諭は、生徒Aにアイシングなどの応急措置を行い、生徒Aの希望を確認した上、生徒Aの母親に連絡し、生徒Aを迎えに来るように伝えた。
- ・ X教諭は、生徒Aの母親が到着するまでの間、近くの医療機関を検索し、頭部画像撮影の可能な医療機関を2つ確認した。
- ・ 生徒Aは、X教諭が生徒Aの母親に連絡して生徒Aのもとに戻るまでの間に二度嘔吐し、戻ったX教諭に対し、その旨を申告した。
- ・ X教諭は、食べ物を戻したような吐しゃ物が散乱している様子は見られなかったが、生徒Aの足元が少し濡れている様子を確認した。
- ・ 生徒Aの両親は、午前11時20分頃、当該校に到着し、X教諭から、生徒Aが走り高跳びの跳躍に失敗し、マット外に落下したとの説明を受けた。
- ・ 生徒Aは、X教諭から勧められた病院を受診しようとしたがこれを断られた後、午後0時15分頃、別の病院を受診したところ、頭蓋骨下での出血が確認され、さらに別の病院に救急搬送され、脳挫傷、急性硬膜外血腫、頭蓋骨骨折及び脳震盪疑いとの診断を受け、入院することとなった。
- ・ 同年4月6日（土）に退院した。

5 生徒Aの走り高跳びの経験

- ・ 生徒Aは、中学1年生の8月頃から走り高跳びの練習を開始し、遅くとも中学2年生の6月頃に背面跳びの練習を開始した。
- ・ 生徒Aは、大和市の陸上競技大会で走り高跳びの種目に出場したことがあった。生徒Aの背面跳びでの最高記録は145cmであった。
- ・ 生徒Aは、本件事故発生日まで、曲線的助走付き片足踏切による跳躍の経験のみ有しており、本件跳躍方法の経験はなかった。
- ・ 生徒Aには、曲線的助走付き片足踏切による跳躍の時に、横流れしやすい特徴があった。X教諭は、生徒Aの横流れしやすい特徴を認識していた。

第3 問題点の整理

1 本件跳躍方法による指導の妥当性

(1) 跳躍方法として不適切であること

- ・ 曲線的な助走については、走り高跳び（背面跳び）の基本的な技術として一般的である。助走で曲線を走ることによって、バーに背を向ける姿勢が作りやすくなり、また、体が内傾して重心が下げられることで、踏切動作がしやすくなる。
- ・ 両足踏切は通常、跳び箱や基礎的なジャンプトレーニングでは使われるが、競技としての走り高跳びでは通常行われない。なお、両足踏切の跳躍方法は、公式の試合においては失格となる。
- ・ 立ち背面跳び（助走を伴わない両足踏切）は、段階的な練習方法として存在しているが（水野教授によれば、空中でのフォーム（逆Uの字）の練習や、足の抜き方を習得するための練習方法の一つである）、本件跳躍方法（助走を伴う両足踏切）は、教則本などには載っていない練習方法である。助走を伴う両足踏切を無理に指導することは、跳躍動作のリズムや体の使い方に混乱を招く可能性がある。

⇒ 本件跳躍方法は、走り高跳びの競技における基本的な動作とは異なる跳躍方法であり、本件跳躍方法を指示したことが本件事故の要因の一つになった可能性がある。

この点、生徒Aは、陸上競技大会で走り高跳びの種目に出場した経験があり（最高記録は145cm）、曲線的助走付き片足踏切の跳躍方法は習得済みであった。そのような生徒Aが初めて本件跳躍方法による跳躍を行えば、異なる跳躍動作のリズムや体の使い方に混乱した可能性があり、実際、生徒Aは本件跳躍方法による跳躍を行おうとしたが、両足で踏み切ることとはできず、片足で踏み切りをし、本件事故に至っている。

(2) 指導意図が不明確であること

- ・ 本件跳躍方法が公式の試合では失格となる跳躍方法であり、教則本にも載っていない跳躍方法であったとしても、明確な指導意図があり、安全性も確認された練習方法なのであれば、本件跳躍方法を練習に取り入れることは、必ずしも否定されるものではない。
- ・ しかしながら、X教諭は、他校で本件跳躍方法による練習を目撃したことをきっかけに、本件事故発生日に初めて練習方法として取り入れたのであるが、本件跳躍方法による練習の意図を把握しておらず、また、安全面の観点からも、他校の監督や顧問の教師がその練習を監督しているのか、マットをどのように敷いていたかは確認していなかった。

- ・ また、本件跳躍方法による練習は、X教諭が本件事故日に初めて取り入れたものであった。生徒Aにとっても初めて行う跳躍方法であったが、本件跳躍方法の指導意図が生徒Aに十分に説明されてもいなかった。
- ⇒ 水野教授からは、本件跳躍方法による指導の意図が明確でなく、安全性や技術的妥当性に疑問が残るとの問題点の指摘を受けている。

(3) 発言が不適切であること

- ・ X教諭は、生徒Aに本件跳躍方法による跳躍をするよう指示をした後、跳躍を開始するのをためらっている様子の生徒Aに対し、「お前は跳べないのか」「ボンコツ」などと発言した。
- ・ 生徒Aは、マットがバーに向かって左右に広がっていないことから、このまま跳躍すればマット外に落下する可能性があることを認識していたが、X教諭の発言を受け、助走を開始した。生徒Aは、バーの中心から進行方向奥側約29cmの地点で踏み切ったが、両足で踏み切ることができず、片足で踏み切って跳躍し、マットの外に落下した。

⇒ X教諭は、生徒Aを鼓舞する意図で本件発言をしたと説明しているが、一般人の感覚からすれば「ボンコツ」は壊れた物などに対して使う言葉であり、人に対して使う時には能力が劣っていたり役立たずであることなどを意味する侮辱的な言葉である。仮にX教諭と生徒Aとの関係が良好であったとしても、これを使用することは不適切であり、ましてや鼓舞する言葉として使用することは到底許されるものではない。

部活動指導において、体罰やハラスメントが許されないことは言うまでもないが、これに至らない不適切な発言についても許されるものではない。

2 マットの設置方法の妥当性

- ・ 公益財団法人日本陸上競技連盟が作成した「陸上競技ルールブック」上では、着地場所にマットを用いる場合、その大きさは小さくとも幅6m以上、奥行き3m以上とする」と定められている。
- ・ 公式競技におけるマットの幅を確保できることが望ましいが、当該校における2枚のマットの厚み（1枚は約47cm、もう1枚は約27cm）を考慮すると、当該校において走り高跳びの練習を行う場合のマットの設置方法として、2枚のマットを横に並べて幅6mを確保することが適切であるかについては疑問が残る（薄い方のマットの厚みは約27cmであり、これ1枚では十分な厚みがあるとはいえない）。また、判決においても、「マットの長さが3mあれば安全であるとまではいえない」と指摘しているが、何m確保すべきかという点については判断をしていない。なお、この点に関し、水野教授は「一般的な競技用マットは幅

5 m～6 m、中学生の体育用マットは4 m以上が推奨されることが多い」と指摘している)。

- ・ 当該校において曲線的助走付き片足踏切による跳躍の練習を行う場合には、2枚のマットをずらしてバーに向かって左右に広げていたとのことである。この設置方法の場合、全体として6 mの幅を確保することはできないとしても、跳躍方向に向かってマットをずらして設置すれば、マットを2枚重ねする場合と比較して、着地場所のマットの幅をより長く確保できる。当該校にあるマットを用いて走り高跳びの練習を行うためには、マットをずらして設置することは必要な工夫であり、公式競技で求められるマットの幅には満たないものの、安全性を確保した設置方法と言える。

⇒ しかし、本件事故当日は、マットは2枚重ねられ、幅は3 mしか確保されておらず、安全な幅が確保されていたとは言えない。本件跳躍方法のように両足で踏み切ったとしても、片足踏切と同様に身体が横流れする可能性はあるのであるから、曲線的助走付き片足踏切による跳躍の練習を行う場合と同様に、2枚のマットをずらして設置すべきであった(判決においても、2枚のマットをずらして設置すべきであったとされている)。

走り高跳びにおける事故として、マット外への落下は重大な傷害につながりうる事故類型である。マット外への落下をすることのないよう、最大限の安全配慮が必要であったが、事故のリスクを適切に評価せずに指導が行われた可能性がある。

3 走り高跳びの指導に関わる安全管理の問題

- ・ 顧問が競技指導をするにあたっては、技術面だけでなく、安全管理が指導者の責任として求められる。
- ・ 走り高跳びにおける事故防止のために重要な観点として、水野教授からは以下の4点が挙げられている。
 - ① 助走の確認(直線ではなく曲線的助走を徹底する)
 - ② 踏切方法の指導(片足踏切を基本とする)
 - ③ マットの配置の確認(幅広く、安全な位置に設置する)
 - ④ リスク管理の徹底(選手の技量に応じた段階的指導)
- ・ 踏切方法の指導、マットの配置の問題は既に指摘したとおりである。今回の事故は、技術指導だけでなく、安全管理の甘さが影響した可能性が高い。

4 事故後の対応の問題点

- ・ X教諭は、本件事故直後、生徒Aが後頭部を地面に打ち付けたことを認識し、応急措置としてのアイシングは行ったものの、救急車を呼ぶことはなかった。

- ・ X教諭は、生徒Aにアイシングを行った後に保護者へ連絡した。事故後に保護者に速やかに連絡をすることは必要な対応であったが、生徒Aへの応急措置と保護者連絡をX教諭が1人で行ったことにより、アイシングの措置をとった後の保護者連絡となった。
- ・ X教諭は、保護者に連絡をしている間に生徒Aが嘔吐したとの申し出を受け、地面が濡れていたことも確認したが、自ら医療機関を探したものの、救急車を呼ぶことはなかった。

⇒ 頭部外傷（特に後頭部）は重篤な後遺症を残す可能性があり、医療機関での迅速な対応が必要である。頭部外傷を認識し、生徒Aが嘔吐していることを認識しながら、生徒Aの状態を軽視し、救急車を呼ばなかったことは明らかに不適切である（判決は、X教諭が自ら医療機関に連絡をとらなかったことが救護義務違反に当たるとまではいえないとしている。しかし、教育委員会としては、頭部外傷の事故において、救急要請を行わなかったことは不適切であったと判断する）。

また、本件事故発生後、生徒Aの応急措置や保護者への連絡をX教諭1人で行っている。休日であるため在校している教員は少なかったと考えられるが、X教諭は他の教員の応援を呼ぶべきであった。当該校は事故発生の職員救急体制を定めていたが、これが徹底されていなかった可能性がある。

第4 再発防止策

1 部活動の指導について

(1) 技術指導の見直し

- ・ 走り高跳び（背面跳び）における技術指導において、曲線的助走、片足踏切を指導することが基本である（この点については、水野教授も第一に述べていることである）。日本陸上競技連盟作成の「中学校部活動における陸上競技指導の手引き」を参考にしつつ、基本的、かつ、安全な練習方法による技術指導を行う。
- ・ 上記手引きや教則本等に記載の練習方法を行うことが基本である。これらに記載のない練習方法を取り入れる場合には、その練習方法の意図を確認するとともに、安全の確保ができるのかについて複数の教員及び管理職とともに確認をする。

(2) マットの安全な設置の徹底

- ・ 各学校におけるマットを含む練習器具の点検を定期的実施する。
- ・ マットを設置する際には、跳躍方向を考慮するとともに、踏切位置がずれる可能性や横流れするおそれがあることも予測した上で、適切な位置にマットを設置することを徹底する（走り高跳びの公式競技においては、マットの幅を6 m以上確保することが求められているが、各学校にあるマットでこのような設置方法をとれるとは限らないため、跳躍方向に向けてマットをずらして設置するなどの工夫が必要である）。水野教授が指摘する通り、中学生の体育用マットは4 m以上が推奨されることが多いため、少なくとも幅4 m以上を確保することを徹底する。
- ・ 安全配慮が特に必要な練習については、原則、複数の教員で実施する。生徒に対しても、安全確認の習慣化を図るよう指導を徹底する。

(3) 顧問と生徒との関係について

- ・ 体罰やハラスメントが許されないのはもちろんのこと、生徒の人間性や尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないことを再認識するため、教員の人権意識を高める研修や、教員の発言が生徒に与える影響について再認識するための研修を実施する。
- ・ 「不祥事防止取組方針」「日常点検チェックリスト」等を活用し、教職員自ら自己点検することを促す。
- ・ S T A N D B Y等を活用し、教員による不適切指導について、生徒から相談をしやすい体制を整える。

2 部活動ガイドライン等の改定

(1) 部活動ガイドラインの改定

- ・ 大和市部活動ガイドラインについて、安全管理の徹底と事故防止、種目等の特性と活動内容、体罰・暴言の禁止等の項目について改定を行う。また、事故発生時の救急対応の体制について、大和市部活動ガイドラインにより具体的に盛り込む。
- ・ 大和市部活動ガイドラインの改定とともに、各学校における部活動ガイドラインの改定を進める。

(2) 事故発生時の救急対応体制にかかる定め点検と見直し

- ・ 頭部及び重大事故等の負傷事案の際は、速やかな救急要請を徹底する。
- ・ 各学校における救急対応にかかる定めについて点検と見直しを実施する。
- ・ 休日の部活動において、部活動実施中は管理職と連絡が取れる体制を整える。